

# 小田原市庁舎等熱源改修業務

## 優先交渉権者選定基準

令和元年 7 月

小田原市

目次

第1	優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
第2	総則	1
第3	優先交渉権者決定の手順	2
1	優先交渉権者決定までの流れ	2
2	選定の手順	3
第4	評価点の内容	5
1	評価点の配点方針	5
2	評価項目と配点	5
3	評価点の得点化方法	7

## 第1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

優先交渉権者選定基準は、小田原市（以下、「市」という。）が、小田原市役所本庁舎及び小田原市生涯学習センター本館（以下、「本庁舎等」という。）における小田原市本庁舎等熱源改修業務（以下、「本業務」という。）について、本業務の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、公平性及び透明性を確保し、客観的に評価を行うための方法及び基準を示すものです。

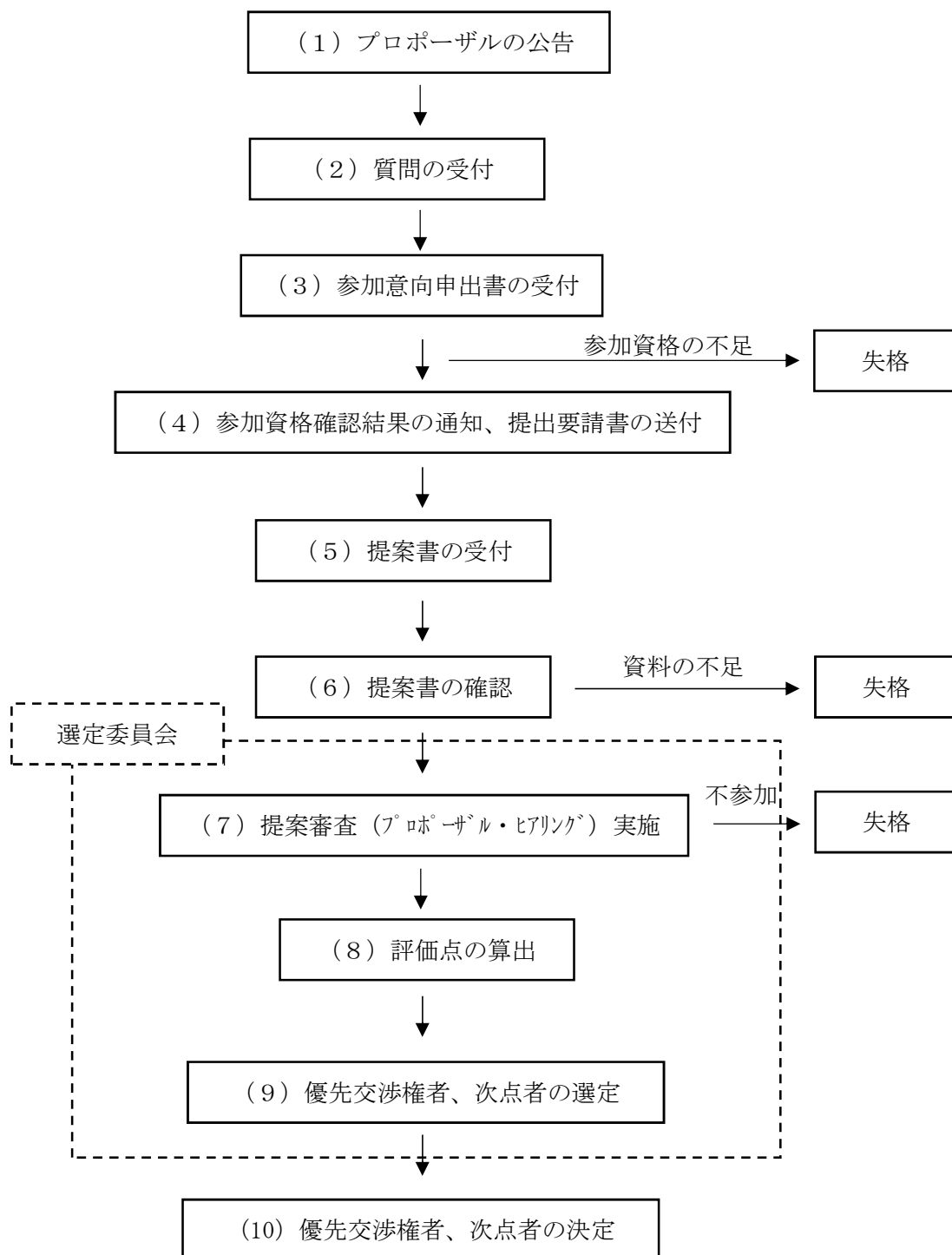
## 第2 総則

本業務を実施する優先交渉権者の募集及び選定は、公平性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により実施します。市は、プロポーザル参加資格を審査する参加意向申出書、及び本業務の提案書について評価を行います。また、プロポーザル参加者から提出された提案書は、公平性及び透明性を確保し、客観的な評価を行うことを目的に、小田原市庁舎等熱源改修業務事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において評価を行います。

### 第3 優先交渉権者選定の手順

#### 1 優先交渉権者選定までの流れ

優先交渉権者選定までの流れは、次のとおりです。



## 2 選定の手順

### (1) プロポーザルの公告

### (2) 質問の受付

プロポーザル参加希望者から「実施要領」、「要求水準書」、「提案書等作成要領」、「優先交渉権者選定基準」、「様式集」等、プロポーザルに係る質問を受け付けます。

### (3) 参加意向申出書の受付

プロポーザル参加希望者から本業務に対するプロポーザルの参加意向の申出書を受け付けます。

### (4) 参加資格確認結果の通知、提出要請書の送付

プロポーザル参加希望者から受け付けた参加意向申出書等により、プロポーザル参加資格の確認を行い、その結果をすべてのプロポーザル参加者にそれぞれ通知します。参加資格を認められたプロポーザル参加希望者に対しては、提出要請書を送付します。

### (5) 提案書の受付

プロポーザル参加希望者から提案書を受け付けます。

### (6) 提案書の確認

プロポーザル参加希望者から提出された提案書等について、実施要領等にて求めた必要書類がすべて提出されていることを確認します。書類不備の場合は、失格となりますが、軽微な書類不備等の場合は、この限りではありません。

### (7) 提案審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の実施

#### ア 場所

小田原市役所

※場所、時間等の詳細は、資格審査結果の通知と併せて示すものとします。

#### イ 準備するもの

プレゼンテーション審査にパソコン等の機器を使用する際は、審査対象の企業が準備することとします。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前5分程度とします。なお、スクリーン・プロジェクタは市にて準備します。

#### ウ プレゼンテーション及びヒアリング

提案書のプレゼンテーション20分、ヒアリング20分で行うものとします。

#### エ プレゼンテーションの出席者

- ・5名までとし、予定監理技術者が出席してください。予定監理技術者がプレゼンテーションを行うことを原則としますが、監理技術者以外の者が行う場合は、プレゼンテーションを行った者を本業務の担当とします。
- ・出席者リスト（任意様式）を提案審査の前日までに事務局へメール又はFAXで提出することとします。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確

認を行うこととします。

(8) 評価点の算出

各プロポーザル参加者の提案内容及びヒアリングに基づき評価を行い、評価点を算出します。

(9) 優先交渉権者の選定

すべての評価項目において、「F（未記入）」がなく、かつ、選定委員全員の評価点数の平均が 60%以上であるプロポーザル参加者の内、評価点が最も高いプロポーザル参加者を優先交渉権者として選定し、次に評価点が高いプロポーザル参加者を次点者として選定します。評価点の最も高い提案を提出した者が 2 人以上ある場合は、第 4 2 評価項目と配点で規定する「エネルギーサービス」の評価点合計が最も高い提案した者を優先交渉権者として選定します。「エネルギーサービス」の評価点合計も同点の場合、「環境配慮・地域貢献性」、「経済性」、「事業実施体制」の順に評価点合計を比較します。

なお、提案審査に進んだものが 1 者であった場合には、すべての評価項目において、「F（未記入）」がなく、かつ、選定委員全員の評価点数の平均が 60%以上であれば、当該提案者を「優先交渉権者」とします。

(10) 優先交渉権者の決定

選定委員会の選定結果を受け、審議の上、優先交渉権者及び次点者を決定します。

ア 優先交渉権者及び次点者に決定されたプロポーザル参加者には、その旨を書面にて通知します。

イ 優先交渉権者及び次点者に決定されなかったプロポーザル参加者にはその旨を書面にて通知します。

ウ 優先交渉権者に決定されなかったプロポーザル参加者は、通知した日の翌日から 7 営業日以内に任意の書面により市に説明を求めることができます。

## 第4 評価点の内容

### 1 評価点の配点方針

評価点は、本業務の目的である安定的かつ経済的なエネルギー供給のために選定事業者を求める事項の必要性、重要性を基に配点しています。

### 2 評価項目と配点

評価点の評価項目と配点は、次のとおりです。

評価項目		評価の視点	配点	様式
事業実施体制	エネルギーサービス事業の実績	他施設において、整備した施設を用いて製造した電力又は冷熱若しくは温熱を供給するエネルギーサービス事業の実績を多く有し、十分な実施能力を有していると判断できる実績が示されているか。	10	2-3
	導入工事期間	設計、施工、工事監理等における企業の責任体制、役割分担について、具体的かつ実現性が高いと判断できる提案がなされているか。	20	2-3
	エネルギーサービス実施期間	エネルギーサービスの実施期間中において、事業目的の実現に向けたサービス水準の維持に資する具体的かつ実現性が高いと判断できる実施体制の提案がなされているか。	10	2-3
	トラブル又は災害等緊急時	施設の性質に鑑み、災害時における連絡、報告体制や安定したエネルギーサービスの確保に向け、具体的かつ実現性が高いと判断できる実施体制の提案がなされているか。	10	2-3
	リスクマネジメント	想定されるリスクに対する課題認識がなされ、その低減等に関する工夫・方策が適切に示されているか。	10	2-3
エネルギーサービス	システム構成	事業趣旨や施設の性質等を踏まえ、エネルギーサービス期間中継続して効果的な機能を発揮できるシステムの具体	30	2-4

		的な提案、先進性の説明がなされているか。		
	耐震性・耐久性	設備機器の耐震性・耐久性について、具体的かつ実現性が高いと判断できる提案がなされているか。 大雨時の浸水対策を提案しているか。	10	2-4
	サポート・メンテナンス	故障時等に迅速に対応し、安定的にエネルギーサービスが継続できると判断できる具体的な提案がなされているか。 エネルギーサービス期間後も見据えた、具体的かつ実現性が高いと判断できる提案がなされているか。	30	2-4
	災害時における対応	災害時、緊急対応時のエネルギー供給に可能とする具体的かつ実現性が高いと判断できる提案がなされているか。	30	2-4
環境配慮・地域貢献性	二酸化炭素排出量の削減効果	二酸化炭素排出削減における取組について、具体的な提案がなされているか。	20	2-5
	地域貢献性	地域経済への波及効果について具体的に示され、地域貢献に対する有効性が高いと判断できる提案がなされているか。	30	2-5
	その他の副次的な効果	本業務の実施により想定される副次的な効果が示され、実効性が高いと判断できる提案がなされているか。	10	2-5
経済性	見積金額	事業趣旨を踏まえた上で、高い経済性を有していると判断できるか。	20	2-6
	コスト削減のための提案	事業趣旨を踏まえた上で、2次エネルギーの効果的な利用、補助金の活用等による事業費の抑制につながる具体的かつ実現性が高いと考えられる提案がなされているか。	20	2-6
<b>総合評価点</b>	<b>260 点満点</b>			



### 3 評価点の得点化方法

評価点については、評価項目ごとに評価し得点化した上で、付与した各得点を合計し、算出します。

各評価項目については、絶対評価によりAからFまでで採点し、各ランクの評価基準及び得点化方法は、次表のとおりとします。

採点	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が要求水準より極めて優れている	配点×1.0
B	提案内容が要求水準より優れている	配点×0.8
C	提案内容が要求水準に達している	配点×0.6
D	提案内容が要求水準よりやや劣る	配点×0.4
E	提案内容が要求水準より劣る	配点×0.2
F	未記入	配点×0.0